

新潟人間生活学会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「新潟人間生活学会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を新潟県立大学 人間生活学部内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、人間生活学に関する学理および応用の研究についての発表および情報の提供等を行うことにより、人間生活学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 機関紙および出版物の刊行

(2) 学術集会などの開催

(3) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人

(2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した学生

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、当該年度の会費を添えて所定の申込書を学会長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 本会の年会費は次の通りとする（会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする）。

(1) 個人会員 2,000円

(2) 学生会員 500円

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を学会長に提出しなければならない。

第4章 役員および会議

(役 員)

第9条 本会には次の役員をおく。

学会長 1名（人間生活学部長）

副会長 2名

幹事 2名

監事 2名

*顧問（指導助言を必要とした場合、学会長が委嘱）

(役員の選任)

第10条 学会長は新潟県立大学人間生活学部長とし、副会長、幹事および監事を学会長が推薦し、総会で選任する。学会長が必要と認める場合は、総会の議を経て、業務を委嘱する委員（特別委員）を置くことができる。

(役員の職務)

- 第11条 学会長は、本会の業務を掌理し、本会を代表する。
- 第12条 役員は、この会則に定める事項を行う他、総会の権限に定められた事項以外の事項を決議し、執行する。
- 第13条 監事は本会の業務および財産に関して監査する。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(編集委員)

- 第15条 本会に、機関誌等の刊行を行う編集委員をおく。

2 編集委員は役員会の議を経て学会長が指名する。

(会議)

- 第16条 本会は、総会、役員会および編集委員会を開催する。

(総会)

- 第17条 総会は学会長が招集する。

- (1) 総会は、個人会員をもって構成する。
- (2) 総会の議長は、その総会に出席した個人会員の中から選出する。
- (3) 総会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 第18条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 役員の選任（会長、副会長、幹事、監事）
- (5) 会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

(役員会)

- 第19条 役員会は学会長が招集する。

- (1) 役員会の議長は学会長とする。
- (2) 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。
- (3) 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(編集委員会)

- 第20条 編集委員会は委員長が召集する。

- (1) 編集委員会の委員長は役員会の議を経て学会長が指名する。
- (2) 編集委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。
- (3) 編集委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(顧問)

- 第21条 本会には顧問をおくことができる。

2 顧問は役員会の議を経て学会長が推薦し、総会で選任する。

附 則

この会則は、平成21年（2009年）11月から施行する。

この会則は、平成22年（2010年）1月から改定施行する。

この会則は、平成23年（2011年）5月から改定施行する。

この会則は、平成31年（2019年）4月から改定施行する。